

指定介護老人福祉施設第2ハトホーム重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042(306)2320 (午前9時30分～午後5時00分まで)

担当 生活相談員及び介護支援専門員

ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. 特別養護老人ホーム第2ハトホームの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム 第2ハトホーム
所在地	東京都東村山市富士見町二丁目7番地5
介護保険指定番号	介護老人福祉施設(東京都1374701819号)

(2) 職員体制

	職員数	備考
施設長	1名	
生活相談員	1名以上	
介護支援専門員	1名以上	
機能訓練指導員	1名以上	
管理栄養士	1名以上	
看護師	3名以上	常勤換算
介護職	27名以上	常勤換算
医師	必要数	
事務職員	必要数	
調理員	必要数	
その他	必要数	

(3) 設備の概要

定員	88名	静養室	1室	
居室	4人部屋	14室 (1室 49.86 m ²)	医務室	1室
	2人部屋	12室 (1室 26.80 m ²)	食堂	2室
	個室	8室 (1室 12.53 m ²)	食堂兼機能訓練室	4室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽があります			

3. サービスの内容

①施設サービス計画の立案

要介護状況に応じた施設でのサービス計画を、介護支援専門員が立案し、実施します。

②食 事

朝食 7:30～9:30

昼食 12:00～14:00

夕食 18:00～20:00

※原則、食堂にておとりいただきます。

③入 浴

週に2回入浴していただけます。

但し、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

④介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

食事、着替え、排泄、おむつ交換、体位変換、施設内の移動の付き添い等の介護

⑤機能訓練

各フロアにて機能訓練を行います。

⑥生活相談

常勤の生活相談員に、生活に関する相談ができます。

⑦健康管理

当施設では随時、健康診断を行います。また、かかりつけ医療機関としてハトホーム診療所で日常的な健康管理及び診察、健康相談等のサービスを行います。

⑧被保険者証等の預かり

各種被保険者証及び受給者証はご本人の身近で保管することが望ましいため、ハトホーム事務所にてお預かりいたします。尚、ご家族で必要な場合はその都度お渡しいたします。

⑨理容サービス

当施設では月に1回、理容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

⑩行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出下さい。ただし、手続きに係る経費はお支払いいただきます。

⑪日常費用支払代行

日常生活に必要な物品の購入、支払いの代行を行います。

⑫所持品保管

居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。但し預ることのできる所持品の種類や体積に制限があります。詳しくは生活相談員にご相談下さい。

⑬レクリエーション

当施設では、入所者交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは毎月の月間予定表をご覧ください。

4. 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料

要介護度区分	1日当たりの自己負担額（基本料）		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	629円	1,258円	1,887円
要介護度2	704円	1,408円	2,112円
要介護度3	782円	1,564円	2,346円
要介護度4	857円	1,713円	2,570円
要介護度5	931円	1,861円	2,791円

- * 事業所の体制、取り組みとして条件を満たしている期間、以下の加算が上記基本料に加算されます。
 - ・初期加算・科学的介護推進加算・個別機能訓練加算・精神科医療養指導加算・看護体制加算・日常生活継続支援加算・夜勤職員配置加算・協力医療機関連携加算・生産性向上推進体制加算
- * 若年性認知症入所者受入加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算、安全対策体制加算、療養食加算、口腔衛生管理加算、ADL維持等加算、褥瘡マネジメント加算、排泄支援加算、自立支援促進加算、経口維持加算、経口移行加算、看取り介護加算、退所時情報提供加算については、該当する場合に限って介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承下さい。
- * 介護職員等处遇改善加算については、前項利用料に加算率（14.0%）を上乗せした金額が加算されます。
- * 入所期間中に入院又は自宅に外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承下さい。

②食費 1日あたり 1,445円

お好み食 実費(食費との差額をお支払いただきます)

③居住費 2～4名室 855円/日（厚生労働省基準費用額）
 個室 1,171円/日（ ” ” ）

* 食費、居住費は、介護保険負担限度額認定証による軽減措置があります。

④日常生活費

別紙の日常生活用品申込書による。

⑤財産管理委託費

財産管理が必要な方は別途協議の上財産管理契約を締結し、財産管理委託費として1日あたり100円をお支払いいただきます。

(2) その他の料金

上記の他、レクリエーション費用、理容費、買い物サービスなどは、その実費について自己負担となることがあります。

(3) 基本料金の減免措置

所得に応じた減免措置及びその他自己負担に関する減免制度があります。

詳しくは生活相談員にお尋ねください。

(4) 支払方法

毎月10日頃に前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収証を発行します。お支払い方法は、銀行振込、口座引落代行の2通りからご契約の際に選べます。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、お電話でお申し込み下さい。居室に空きがあればご入所いただけます。入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) 退所手続き

① お客様のご都合で退所される場合

退所を希望する日の 30 日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合

※この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

- ・お客様がお亡くなりになった場合

③その他

・お客様がサービス料金の支払いを 6 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了 30 日前までに文書で通知いたします。

・お客様が病院又は診療所に入院し、明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後 3 ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知の上、契約を終了させていただき場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合はお申し出下さい。

・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し退所していただく場合がございます。この場合、契約終了 60 日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

介護保険制度の趣旨にそって、利用者の心身の状況を十分配慮し、介護サービス計画に基づくサービスの提供を行います。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	やむを得ない場合を除く

(3) 施設利用にあたっての留意事項（利用のしおりをご覧ください）

- ・ 面会
- ・ 所持品の持ち込み
- ・ 外泊
- ・ 施設外での受診
- ・ 飲酒、喫煙
- ・ 宗教活動
- ・ 設備・器具の利用
- ・ ペット
- ・ 金銭・貴重品の管理

7. 緊急時の対処方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

協力医療機関

緑風荘病院	東村山市萩山町3-31-1
久米川病院	東村山市本町4-7-14
東大和病院	東大和市南街1-13-12
新山手病院	東村山市諏訪町3-6-1
いながき歯科クリニック	埼玉県狭山市水野405-96
さくらホームケアクリニック	国立市東1-19-10

8. 非常災害対策

- ・非常時の対応 消防計画に基づく第2ハトホーム自衛消防隊の活動
- ・防災設備 自動火災報知設備、非常放送設備、直接通報装置、スプリンクラー、補助散水栓、消火器、防火扉
- ・防災訓練 毎月1回実施
- ・防災責任者 統括施設長

9. サービスの内容に関する相談、苦情

①当施設ご利用者相談、苦情担当

担当 苦情受付担当者、生活相談員または介護支援専門員 電話042(306)2320

②その他

当施設以外に、区市町村等の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

(土・日・祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)

東村山市介護保険課苦情相談窓口	電話042(396)0015
東京都国民健康保険連合会苦情相談窓口	電話03(6238)0177
東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会	電話03(5283)7202

10. 当施設の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 村山苑
代表者役職・氏名	理事長 相原 弘子
本部所在地・電話番号	東京都東村山市富士見町2-7-5 042(393)8496

施設・拠点等

特別養護老人ホーム	1カ所
短期入所生活介護	1カ所

令和 年 月 日

介護老人福祉施設ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地 東京都東村山市富士見町2-7-5
名称 社会福祉法人 村山苑
特別養護老人ホーム 第2ハトホーム

説明者 所属 生活相談員

氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

家族代表者 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印